

令和2年第1回日進市農業委員会議事録

招 集 年 月 日	令和2年1月28日 (火)
招 集 の 場 所	日進市役所本庁舎4階 第1会議室
開 会	令和2年1月28日 (火) 午後3時
出 席 委 員	<p>会長 6番 福岡 信久 会長 総計 10人</p> <p>委員 1番 加藤美知子 委員 2番 内藤 勝司 委員 3番 牧 正行 委員 4番 和田 義雄 委員 5番 萩野 章 委員 7番 田口菜穂美 委員 9番 出原 紀幸 委員 10番 伊藤 修 委員 11番 市川 豊 委員</p>
欠 席 委 員	8番 尾関 洋子 委員
会議事件説明のため出席した者の職氏名	
職務のため出席した者の職氏名	<p>事務局 局長 蟹 江 健 二 係長 今 井 康 太 主任 川 上 なつみ 主事 曾 根 裕 人</p>

付議事項	議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
	議案第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
	議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
	議案第4号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
	専決第1号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
専決第2号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	
専決第3号	農地法第18条第6項の規定による通知書について	
その他	生産緑地のあつせん願について	

<p>開会</p> <p>事務局長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>(15:00)</p>	<p>出席者が定足数に達しているため、令和2年第1回農業委員会の開催を宣言する。</p> <p>それでは会長より挨拶をいただいた後、議事の取り直しをお願いします。</p> <p>(会長の挨拶)</p> <p>それでは令和2年第1回農業委員会を始めます。</p> <p>議事録署名者に1番の加藤 美知子 委員と、2番の内藤 勝司 委員を指名する。</p> <p>議案第1号を上程。</p> <p>事務局に議案の朗読を命ずる。</p> <p>議案書朗読</p> <p>1番及び2番の案件について事務局に説明を求める。</p> <p>1番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、市役所から西へ約410mの位置に1筆、学校給食センターから西へ250mの位置に1筆になります。</p> <p>現況は畑及び田で、作付けはされておらず、面積は2筆合計1,478㎡です。</p> <p>申請者は、梅森町北田面にお住まいの55歳です。</p> <p>申請者は、年間150日程度農作業に従事しており、その農作業暦は5年ほどになります。</p> <p>農業用機械は、トラクター、コンバイン、田植え機を所有しています。</p> <p>このたび申請者は申請地を取得し、営農地を拡大するために今回の申請に至りました。</p> <p>野方町前原の申請地ではハウスを建てブドウの栽培、野方町清水の申請地では水稲の栽培を予定しております。</p> <p>続きまして2番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、日進東中学校から南東へ約170mの位置になります。</p> <p>現況は畑で、作付けはされておらず、面積は854㎡です。</p> <p>申請者は、東山七丁目にお住まいの73歳です。</p> <p>申請者は、年間160日程度農作業に従事しており、その農作業暦は50年ほどになります。</p> <p>農業用機械は、耕うん機2台、軽トラックを所有してい</p>
---	----------------	--

	議長 事務局	<p>ます。</p> <p>このたび申請者は申請地を取得し、営農地を拡大するために今回の申請に至りました。</p> <p>申請地では季節野菜の栽培を予定しております。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>議案第1号の案件について、事務局に補足説明を求める。</p> <p>受付番号1番について、</p> <p>農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査、当事者に対する調査の結果、特段支障ございません。</p> <p>第1号、取得後全部効率的に利用できるかについては、現地確認の結果全て耕作されています。</p> <p>第2号、農地所有適格法人以外の法人については、該当ありません。</p> <p>第3号、委託によるかどうかについては、該当ありません。</p> <p>第4号、取得後において常時従事する見込みがありません。</p> <p>第5号、下限面積について、取得後の面積は3,000㎡をこえています。</p> <p>第6号、転貸するかどうかについては、該当ありません。</p> <p>第7号、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかについては、現地調査の結果特に支障はありません。</p> <p>以上により、農地法第3条第1項に規定する許可の見込みがあると思われま。</p> <p>続きまして受付番号2番について、</p> <p>農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査、当事者に対する調査の結果、特段支障ございません。</p> <p>第1号、取得後全部効率的に利用できるかについては、現地確認の結果全て耕作されています。</p> <p>第2号、農地所有適格法人以外の法人については、該当ありません。</p> <p>第3号、委託によるかどうかについては、該当ありませ</p>
--	---------------	--

	<p>ん。</p> <p>第4号、取得後において常時従事する見込みがありません。</p> <p>第5号、下限面積について、取得後の面積は3,000㎡をこえています。</p> <p>第6号、転貸するかどうかについては、該当ありません。</p> <p>第7号、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかについては、現地調査の結果特に支障はありません。</p> <p>以上により、農地法第3条第1項に規定する許可の見込みがあると思われます。</p> <p>議案第1号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p>
議長	
委員	<p>1番について譲受人の経営面積が2,097㎡となっているが、面積要件である3,000㎡を満たしているのか。</p>
事務局	<p>今回の申請地と合わせて3,000㎡を超えるため、面積要件を満たしております。</p>
議長	<p>特に意見がないことを確認して議案第1号の案件について採決を宣言。</p> <p>(挙手全員)</p>
議長	<p>議案第1号の案件について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。</p>
議長	<p>続いて、議案第2号を上程。事務局に議案書の朗読を命ずる。</p>
事務局	<p>(議案書朗読)</p>
議長	<p>1番及び2番の案件について事務局に説明を求める。</p>
事務局	<p>1番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、北小学校から南へ約430メートル進んだ位置になります。</p> <p>現況は雑種地で、面積は3筆合計で446㎡です。</p> <p>申請者は申請地の隣接地にて共同住宅を建築しました。6戸ある入居者の駐車場として敷地内に6台分の駐車場を設けましたが、2LDKの家族向けの物件のため、1世帯に対し2台分、新たに6台分が必要になり、農地転用の手続きを経ないまま、造成を行いました。</p> <p>今回違反転用を是正するため、始末書を添付して本申請</p>

	<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>に至ったものです。</p> <p>排水については、雨水は集水枡で集水し、北側の側溝に放流するため、周囲の農地に対する影響もありません。</p> <p>続きまして、2番の案件について説明します。</p> <p>申請地は岩藤公民館から北へ約200メートル進んだ位置になります。</p> <p>現況は田で、面積は665㎡です。</p> <p>この申請地については、農振農用地であるために、令和元年8月の農業委員会で「農業振興地域整備計画の変更」に係る議題としてお諮りさせていただいた案件となっており、農用地区域からの除外手続が完了しております。</p> <p>申請者は現在、妻と子どもの4人で北新町金萩の一戸建て住宅に居住していますが、現住居の老朽化により建替えを検討していたところ、平成31年の市街化編入に伴う暫定用途指定により現住居敷地内で、同規模の新築・増築行為ができなくなってしまいました。</p> <p>そこで現住居とは別の所有地を選定して農家住宅の建築を計画しました。</p> <p>土地は自身が所有している土地から選定を行いましたが、いずれも接道要件を満たさない土地等建築できない土地ばかりのため、やむを得ず申請地を選定したのになります。</p> <p>排水については、汚水は浄化槽で処理した後、雨水とともに集水枡に集水し、南側の排水路に放流するため、周囲の農地に対する影響もないと思われます。</p> <p>ご審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>1番及び2番の案件について、事務局に補足説明を求めらる。</p> <p>受付番号1番について、転用目的は駐車場として利用しているものです。</p> <p>農地法第4条第6項第1号の農地区分について、水管、ガス管が埋設された幅員4メートル以上の道の沿道の区域で、2つの公共施設等が500メートル以内にある農地のため、原則転用可能な3種農地と判断されますので、支障ありません。</p> <p>第2号の代替性については、第3種農地であるため、該</p>
--	----------------------	---

		<p>当ありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については既に造成済みのため、該当ありません。また転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、工事は既に完了しております。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については、既に造成済みのため、該当ありません。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、進入路部分の雑種地と一体で利用しております。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについて、支障ありません。</p> <p>第5号の一時転用に関する項目については、永久転用のため、該当ありません。</p> <p>続きまして受付番号2番について、転用目的は農家住宅を建築するものです。</p> <p>農地法第4条第6項第1号の農地区分について、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満であるため、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である、2種農地と判断されますので、支障ありません。</p> <p>第2号の代替性については、周辺において適地が見当たらず、申請地以外の適地はありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については借入金で造成します。また転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、申請書上に令和2年3月1日から令和2年8月31日までに完了する計画が記載されています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるため都市計画法の申請がされています。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、該当ありませ</p>
--	--	--

		<p>ん。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>以上が、許可基準の適合状況です。</p>
	議長	<p>議案第2号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p>
	委員	<p>2番について農業振興地域整備計画変更の時点では分筆前の地番での申請であったと思うが、本申請では分筆したのか。</p>
	事務局	<p>農業振興地域整備計画変更の時点では、該当地の分筆まで求めています。農地転用許可申請の際には分筆が必須となっております。</p>
	委員	<p>1番についてどういった経緯で違反転用が発覚したのか。</p>
	事務局	<p>隣接地での共同住宅建築に伴い、申請地の耕作土を転圧し、砂利を敷いて利用していたところで、違反転用が発覚し、本申請に至っております。</p>
	委員	<p>工事を施工する工務店は、申請地が農地であったことを把握していなかったのか。</p>
	事務局	<p>責任の所在については、言及しようがありませんが、事業者として工務店が入っているながら工事自体が進んでしまったという状況になります。</p>
	委員	<p>違反転用してしまったから、追認するというのはいかかなものか。</p>
	事務局	<p>今回の案件については仮に通常の手順で農地転用許可申請があった場合でも、農地転用の理由や許可要件からして適正と判断することが可能であったため、始末書を添付して申請を受け付けましたが、農地転用の見込みがなかった場合は事業者へ是正を求め、現況復旧に向けた指導を行います。</p>
	委員	<p>工務店に対して指導は行わなかったのか。</p>
	事務局	<p>工務店へ説明させていただきましたが、農地法上では是</p>

	<p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>正指導の対象者は土地所有者になります。</p> <p>他に意見がないことを確認して議案第2号の採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>議案第2号の案件について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。</p> <p>続いて、議案第3号を上程。事務局に議案書の朗読を求める。</p> <p>(議案書朗読)</p> <p>1番から3番の案件について事務局に説明を求める。</p> <p>1番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、北小学校から南へ約430メートル進んだ位置になります。</p> <p>現況は雑種地で、面積は15㎡です。</p> <p>先ほどの議案第2号農地法第4条、1番でご説明させていただいた案件の一体利用地となります。</p> <p>申請者は申請地の隣接地にて共同住宅を建築しました。6戸ある入居者の駐車場として敷地内に6台分の駐車場を設けましたが、2LDKの家族向けの物件のため1世帯に対し2台分、新たに6台分が必要になり、共同住宅の隣接の農地に、農地転用の手続きを経ないまま、造成を行いました。駐車場の乗り入れ部分のみ、所有権が異なるため、進入路として所有権移転の申請を行うものです。</p> <p>今回違反転用を是正するため、始末書を添付して本申請に至ったものです。</p> <p>排水については、雨水は集水枡で集水し、北側の側溝に放流するため、周囲の農地に対する影響もありません。</p> <p>続きまして2番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、南小学校から東へ約260メートル進んだ位置になります。</p> <p>現況は畑で、作付けはされておらず、面積は235㎡です。</p> <p>申請者は現在、夫と子どもの4人で日進市栄のアパートに居住していますが、子どもの成長とともに手狭になり、一戸建て住宅の建築を計画しました。</p> <p>しかし、自己所有地はなく、両親に相談したところ、父</p>
--	---	--

	<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>が所有している申請地を利用しても良いという同意を頂くことができました。</p> <p>土地は母が所有している土地から選定を行いましたが、いずれも建築できない土地ばかりのため、やむを得ず申請地を選定したものになります。</p> <p>排水については、汚水は浄化槽で処理した後、雨水とともに集水枡に集水し、西側の排水路に放流するため、周囲の農地に対する影響もないと思われます。</p> <p>続きまして3番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、あかいけ屋下保育園から、北に約40メートルの位置になります。</p> <p>現況は畑で梅が栽培されており、面積は478㎡です。</p> <p>申請者は平成13年に会社設立し、申請地の南西に本部、名東・名南支店を構え、一般貨物自動車運送業、引越貨物の荷造、及び梱包業等を行っております。</p> <p>このたび業務拡張に伴い、営業・貨物車両の補充と従業員を増員することとなり、駐車スペースが不足するため、駐車場用地確保のため土地を選定したところ、適地が見つからず、やむを得ず申請地を選定したものになります。</p> <p>申請地では、営業・貨物車両8台分と、増員する従業員の通勤用自家用車の駐車場8台分の合計16台分として利用する計画です。</p> <p>排水については、雨水は申請地北東側の集水枡に集水し、東側の側溝へ放流するため、周囲の農地に対する影響もないと思われます。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p> <p>1番から3番の案件について、事務局に補足説明を求めらる。</p> <p>受付番号1番について、権利の種類は所有権の移転、転用目的は駐車場として利用しているものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、水管、ガス管が埋設された幅員4メートル以上の道の沿道の区域で、2つの公共施設等が500メートル以内にある農地のため、原則転用可能な3種農地と判断されますので、支障ありません。</p> <p>第2号の代替性については、第3種農地であるため、該</p>
--	----------------------	--

		<p>当ありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については既に造成済みのため、該当ありません。また転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、工事は既に完了しております。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については、既に造成済みであり、該当ありません。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、隣接の雑種地と一体で利用しております。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについて、支障ありません。</p> <p>第5号の一時転用に関する項目については、永久転用のため、該当ありません。</p> <p>続きまして受付番号2番について、権利の種類は使用貸借権の設定、転用目的は分家住宅を建築するものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、水管、ガス管が埋設された幅員4メートル以上の道の沿道の区域で、2つの公共施設等が500メートル以内にある農地のため、原則転用可能な3種農地と判断されますので、支障ありません。</p> <p>第2号の代替性については、第3種農地であるため、該当ありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については自己資金及び借入金で造成します。また転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、申請書上に令和2年3月1日から令和2年7月31日までに完了する計画が記載されています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるため都市計画法の申請がされています。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、該当ありません。</p>
--	--	--

		<p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>続きまして受付番号3番について、権利の種類は所有権の移転、転用目的は駐車場として利用するものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、水管、ガス管が埋設された幅員4メートル以上の道の沿道の区域で、2つの公共施設等が500メートル以内にある農地のため、原則転用可能な3種農地と判断されますので、支障ありません。</p> <p>第2号の代替性については、第3種農地であるため、該当ありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については自己資金で造成します。また転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、申請書上に令和2年2月28日から令和2年3月5日までに完了する計画が記載されています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については、該当ありません。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、該当ありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>以上が、許可基準の適合状況です。</p> <p>議案第3号の内容について、委員に対し、意見、質問を求めらる。</p> <p>3番について従業員用の駐車スペースを確保するための申請ということか。</p>
	議長	
	委員	

事務局	従業員用の車と営業用のトラックの駐車スペースを確保するための申請になります。
委員	3番について申請地の周辺の状況について教えてほしい。
事務局	申請地の北側は畑で果樹が栽培されており、西側は個人宅となっております。
委員	1番について15㎡の進入路ということで、面積が過少であるため転用を認めるという認識でよいか。
事務局	面積が小さいからというよりは、先ほどご審議いただきました農地法第4条許可申請の議案番号1番の駐車場として利用する部分の接道部分になります。
委員	1番について始末書が添付されているが、始末書の対象は譲受人と譲渡人の両名になるのか。
事務局	対象は事業を実施した譲受人になります。
委員	2番について分家住宅の定義について教えてほしい。
事務局	分家住宅の建築要件が該当するか都市計画法上の判断になっており、農地法上では都市計画法の許可の見込みの有無で確認しております。
議長	他に意見がないことを確認して議案第3号の採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。 (挙手全員)
議長	議案第3号の案件について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。
議長	続いて、議案第4号を上程。事務局に説明を求める。
事務局	1番の案件について説明します。 申請地は赤池小学校から東へ約260メートルの位置になります。 この生産緑地は、赤池町箕ノ手に住んでいた申請者の父親が所有し、主たる従事者として農地利用していた生産緑地ですが、平成31年4月に死亡し、相続人の代表者である申請者から申請がありました。 今後、生産緑地としての管理ができず、解除を目的とした申請となります。亡くなられた申請者の父親が生産緑地の主たる従事者であったことを証明することには問題ないと思われしますので、ご審議のほどお願いします。
議長	議案第4号の内容について、委員に対し、意見、質問を

	<p>委員 事務局 議長</p> <p>議長</p> <p>議長 事務局</p> <p>議長 委員</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長 事務局</p> <p>議長 (15:56)</p>	<p>求める。</p> <p>申請者の父親の年齢を教えてください。</p> <p>84歳になります。</p> <p>他に意見がないことを確認して議案第4号の採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>議案第4号の案件について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。</p> <p>続いて、専決について一括にて事務局に報告を命じる。</p> <p>(事務局より専決について一括で報告)</p> <p>専決1号 4条届出 2件</p> <p>専決2号 5条届出 8件</p> <p>専決3号 18条通知 1件</p> <p>専決の内容について委員に対し意見、質問を求める。</p> <p>専決第2号の案件について同じ氏名の譲受人の案件が多いが、何か理由があるのか。</p> <p>不整形な農地が点在している地域で宅地開発を行い、それに伴い農地を整形に集約化させる事業が行われており、従前の地番での農地転用の届出が必要であるため、同一の氏名で複数の届出がありました。</p> <p>続いて、その他について一括にて事務局に報告を命じる。</p> <p>(事務局よりその他について一括で報告)</p> <p>生産緑地のあっせん願いについて 2件</p> <p>その他の内容について委員に対し意見、質問を求める。</p> <p>(意見なし)</p> <p>その他連絡事項について事務局に報告を求める。</p> <p>(事務連絡)</p> <p>・ 次回の農業委員会 (令和2年2月27日(木)) 午後3時 本庁舎4階第1会議室)</p> <p>特に意見がないことを確認し、全議案の終了及び閉会について宣言</p>
--	---	--

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年 月 日 議事録署名者 1番委員

議事録署名者 2番委員